

Jヴィレッジ 全天候型サッカー練習場
新営工事

要求水準書

平成28年3月

福島県企画調整部

目 次

第 1 章 基本的事項	3
1 要求水準書について.....	3
2 事業目的	3
3 要求水準書等の変更に関する事項.....	4
4 受注者の業務概要.....	5
5 対象外とする業務.....	6
6 本工事のスケジュール.....	7
7 適用法令等	7
8 適用基準等	9
第 2 章 整備対象施設の基本条件	11
1 計画地の要件	11
2 計画地の現況	11
3 既存施設の概要	13
第 3 章 整備対象施設の要求水準	14
1 施設整備の基本的な考え方.....	14
2 施設の概要	15
3 施設計画における要求水準.....	15
第 4 章 本工事の実施に関する要求水準	24
1 配置技術者に関する要求水準.....	24
2 実施設計業務に関する要求水準.....	27
3 施工業務に関する要求水準.....	30

添付資料

- 添付資料 1 工事区分表
- 添付資料 2 工事区分図
- 添付資料 3 業務に関する提出物一覧

第1章 基本的事項

1 要求水準書について

本要求水準書は、福島県（以下「発注者」という。）が発注する「Jヴィレッジ 全天候型サッカー練習場新営工事」（以下「本工事」という。）において、実施設計及び施工業務受注者に要求する水準を示すものです。

要求水準書は、本工事に参加しようとする者に交付する「Jヴィレッジ 全天候型サッカー練習場新営工事（実施設計・施工一括発注）公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものとして扱います。

また、要求水準書で使用する用語の定義は、募集要項における用語の定義と同じものとします。

2 事業目的

Jヴィレッジは、平成9年に日本初のサッカー・ナショナルトレーニングセンターとして開設して以来、東日本大震災が発生するまで年間約50万人、累計およそ680万人が来場し、W杯サッカー日本代表をはじめ大会や合宿等で、延べ12,800を超えるチームに利用されてきました。

特に、平成18年度に開校したJFAアカデミー福島では、Jヴィレッジを練習拠点として世界水準のアスリートの育成に取り組み、これまでに日本代表やJリーガーを輩出するなど、日本サッカー界の発展に貢献してきました。

また、地元楡葉町、広野町をはじめとする相双地域の活性化に大きな役割を果たすなど、まさに福島県の宝ともいえるべき施設です。

しかしながら、2011年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により、事故収束の対応拠点として政府及び東京電力㈱に使用されることとなり、現在、全ての業務を停止しています。

このような状況の中、福島県復興計画において、本県復興のシンボルとしてJヴィレッジの早期再開が位置付けられたこと、また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことを踏まえ、新たな価値を持った「新生Jヴィレッジ」として再生させるため、この事業を策定するものです。

本工事は、今後の実施設計業務及び施工業務について、施工法などの創意工夫を最大限に活かすために設計と整合した優れた施設の実現、イニシャルコストを含むライフサイクルコスト低減を図ることを期待し、実施設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）により実施するものです。

3 要求水準書等の変更に関する事項

(1) 発注者による変更

発注者は、工期中に次の事由により要求水準書等の見直し、その変更を行うことができます。

- ア 法令等の改正により、業務内容が著しく変更されたとき。
- イ 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されたとき。
- ウ 発注者の事由により、業務内容変更が必要なとき。
- エ その他、業務内容変更が特に必要と認められるとき。

要求水準書等の見直しに当たり、発注者は事前に受注者へ通知します。見直しに伴い、要求水準書等を変更するときは、これに必要な契約変更を行います。

(2) 受注者による変更提案

受注者は、要求水準書等に示された内容に対して、変更提案をすることができます。また、発注者が適当と判断した変更提案については、要求水準書等及び実施設計図書に示された内容を変更することができます。なお、変更提案に関しては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての品質保証など一切の責任は受注者が負うものとします。
- イ 変更提案は、要求水準書等に明示された性能と同等以上の性能を確保するものとします。
- ウ 基本設計図書等に示す基本的な形状、防災上確保すべき性能を遵守することとします。安全性・信頼性、快適性・機能性、耐久性・メンテナンス性、環境保全性・省エネ性、ユニバーサルデザインの全て、又はいずれかについて、基本設計図書等と同等以上とする変更提案は、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。
- エ 床面積の変更提案は、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。
- オ 工期短縮につながる変更提案は、発注者と協議の上、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。
- カ 外観を変更することについては、基本設計図書等と同等以上とする提案は、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。
- キ 構造計画は、要求水準書を満たすことを条件とし、その他基本設計時の条件や品質等を向上させる工法の変更提案については、発注者と協議のうえ、発注者が適当と判断すれば変更を認めます。
- ク 契約締結後、受注者の責めに帰すべき事由により、本プロポーザルにおける受注候

補者選定時に採用されたV E項目が実施不可能となった場合は、当該V E項目に関する部分は、基本設計図書等に基づき実施設計及び施工を行うものとします。この場合の工事請負代金は、当該V E項目を採用した場合の金額とします。

- ケ 契約締結後、受注者の責めに帰すことのできない事由により、本プロポーザルにおける受注候補者選定時に採用されたV E項目が実施不可能となった場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとします。
- コ 「3（2）ク、ケ」いずれの場合も、契約書第22第2項に該当する場合を除き、工事請負代金を増額することはできません。

4 受注者の業務概要

受注者は、本工事に関して以下の業務を行うものとします。

(1) 実施設計業務（以下「設計業務」という。）

ア 整備対象施設の設計業務及び関連業務

建築工事（外構、サインを含む。）、電気設備工事、機械設備工事（昇降機設備を含む）、その他工事の実施設計。

イ 事前調査業務及び関連業務

- ・測量、地盤調査、電波障害調査等、建築設計及び関係法令に基づく申請に必要な事前調査のうち受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施することとします。
- ・近隣対策、関係法令に係る協議等。

ウ その他業務

① 積算業務

- ・建築積算 : 工事内訳明細書、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価等資料の作成、見積の収集、見積検討資料及び見積一覧表の作成
- ・電気設備積算 : 工事内訳明細書、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価等資料の作成、見積の収集及び見積一覧表の作成
- ・機械設備積算 : 工事内訳明細書、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価等資料の作成、見積の収集及び見積一覧表の作成
- ・その他積算 : 工事内訳明細書、積算数量算出書（積算数量調書含む）の作成、単価等資料の作成、見積の収集及び見積一覧表の作成

② 透視図作成及びその修正 外観3枚、内観4枚程度

③ 設計検討用模型

④ 計画通知等申請手続きの業務（申請手数料を含む）

- ・計画通知等申請手続きの業務（昇降機を含む）
- ・その他行政手続き（計画変更申請、中間検査、完了検査、証明書発行等）

⑤ 関係法令等に関する各種申請書類の作成及び申請手続き業務

- ⑥ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続きの業務
- ⑦ リサイクル計画書の作成
- ⑧ 工事工程表（案）の作成
- ⑨ 仮設計画図（案）の作成
- ⑩ 建築物の保守に関する説明書の作成
- ⑪ 近隣住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを含み、それ以外は必要な場合。）
- ⑫ 日影図の作成（法令等に基づくものを含み、それ以外は必要な場合。）
- ⑬ 実施設計説明書の作成
- ⑭ カラースキム（案）の作成
- ⑮ 補助金の検討及び申請
- ⑯ 防災計画書の作成
- ⑰ 維持管理費の算出
- ⑱ 施設使用条件書の作成
- ⑲ ユニバーサルデザインチェックリストの作成
- ⑳ 設計業務委託チェックリストの作成

（２）施工業務

- ・実施設計に基づく建設工事（建築工事、電気設備工事、機械設備工事一式）
- ・外構工事（「添付資料 1・2 工事区分表・工事区分図」による）

（３）東京電力が実施する既存施設の原状回復工事（以下「原状回復工事」という。）との取合い部分の設計及び施工業務の調整

ア 設計業務における調整

- ・既存棟内の各設備（監視装置、表示装置、情報設備等）への接続方法及びルートの設計調整及び工事工程調整
- ・工事区分上の取合い部の設計調整、仮設計画の調整、工事工程調整

イ 施工業務における調整

- ・具体的な工事方法、工事手順の調整
- ・詳細工事区分の調整

5 対象外とする業務

次に示す業務は本工事の対象外とします。

（１）発注者発注分の備品等の設置（実施設計は本工事に含む）

机や椅子、自動販売機や製氷機などの家具・什器等の備品の設置は別途工事とします。ただし、備品設置に係る設計や配置計画の作成、機器の選定計画の策定協力は本工事に含

むものとしします。

(2) トレーニング用映像設備、音響設備工事（実施設計は本工事に含む）

トレーニングのための映像設備、音響設備の工事は別途工事とします。ただし、機器を設置するためのアンカーやフックの計画や本体建物の構造設計への反映については本工事に含むものとしします。

(3) 人工芝グラウンド整備工事

人工芝グラウンド整備は原状回復工事にて施工するため、別途工事とします。詳細な範囲、区分については「添付資料1・2 工事区分表・工事区分図」によります。

6 本工事のスケジュール

本工事の履行期間は、契約日の翌日から平成30年8月31日までとします。なお、技術提案により工期が短縮された場合は、提案された期日までとします。

7 適用法令等

受注者は、本工事の調査、設計及び建設の実施にあたり、以下の法令及び関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守してください。なお、下記に記載が無くとも、本工事を行うにあたり適用される関係法令及び関係条例、施行令、施行規則等がある場合は遵守してください。

(1) 法令

- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
（平成18年法律第91号）
- ・スポーツ基本法（平成23年法律第78号）
- ・電波法（昭和25年法律第131号）
- ・水道法（昭和32年法律第177号）
- ・下水道法（昭和33年法律第79号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・建築士法（昭和25年法律第202号）
- ・建設業法（昭和24年法律第100号）

- ・労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・浄化槽法（昭和58年法律第43号）
- ・公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第17号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）（昭和45年法律第20号）
- ・エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号）
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
（平成12年法律第104号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
（平成12年法律第100号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温暖化対策推進法）（平成10年法律第117号）
- ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
（PCB廃棄物特別措置法）（平成13年法律第65号）
- ・環境基本法（平成5年法律第91号）
- ・景観法（平成16年法律第110号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・文化財保護法（昭和25年法律第214号）

（2）条例

- ・福島県建築基準施行条例（昭和26年福島県条例第60号）
- ・福島県環境基本条例（平成8年福島県条例第11号）
- ・福島県自然環境保全条例（昭和47年福島県条例第55号）
- ・福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号）
- ・福島県公害紛争処理条例（昭和45年福島県条例第50号）
- ・福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成15年福島県条例第17号）
- ・福島県景観条例（平成10年福島県条例第13号）
- ・福島県人にやさしいまちづくり条例（平成7年福島県条例第22号）
- ・福島県文化財保護条例（昭和45年福島県条例第43号）
- ・その他関連する条例等

8 適用基準等

受注者は、調査、設計及び建設の実施にあたり、以下の基準・仕様書等を遵守・参照してください。また、基準・仕様書等については公告時点の最新版を適用するものとします。なお、下記に記載がない基準・仕様書等においても発注者が必要と判断する場合はこれを遵守してください。

(1) 遵守する基準・仕様等

- ・ 建築構造設計基準及び同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 建築設備設計基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 建築工事安全施工技術指針（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 建築工事公衆災害防止対策要綱（建設省経建発第1号）
- ・ 建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第3号）
- ・ 昇降機耐震設計・施工指針（一般財団法人日本建築設備・昇降機センター編集）
- ・ 建築・設備設計業務委託共通仕様書（福島県土木部）（最新版）
- ・ 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）（最新版）
- ・ 建築関連工事積算基準（福島県土木部）（最新版）
- ・ 福島県建築・設備工事設計要領（福島県土木部）（最新版）
- ・ 福島県環境共生建築計画・設計指針（福島県土木部）（最新版）
- ・ ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針（福島県）（最新版）
- ・ 福島県公共事業景観形成指針（福島県）（最新版）
- ・ 工事写真の撮影要領（最新版）（福島県土木部）
- ・ 福島県電子納品運用ガイドライン

(2) 参照する基準・仕様等

- ・ 建築設計基準及び同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 建築設備計画基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同基準の資料（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 福島県共通仕様書 業務委託編（最新版）
- ・ 日本建築学会諸基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図 電気設備工事編（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図 機械設備工事編（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 監修）
- ・ 膜構造建築物の維持保全マニュアル（一般社団法人日本膜構造協会）

(3) その他の参考基準等

- ・ J I S 照度基準
- ・ その他関連要綱・各種基準等
- ・ スタジアム標準 (公益財団法人 日本サッカー協会)
- ・ 施設ガイドライン (公益財団法人 日本サッカー協会・国体実施委員会)
- ・ 競技規則 Rugby Union (WORLD RUGBY)

第2章 整備対象施設の基本条件

1 計画地の要件

(1) 敷地概要

事業予定地	: 福島県双葉郡楡葉町山田岡字美シ森 8
敷地面積	: 19,080㎡
用途地域	: 指定なし
都市計画区域	: 都市計画区域内 (区域区分非設定)
防火地域	: 指定なし
高度地区	: 指定なし
建蔽率	: 60%
容積率	: 200%
日影規制	: なし
接道	: 南側 町道 美シ森線 (幅員12.76m)
その他の地域地区	: 法22条地域

2 計画地の現況

(1) 敷地状況

- ・計画地は、JFAナショナルトレーニングセンター Jヴィレッジ敷地内の北グラウンドの最東端の土地 (10番・11番グラウンド) です。
- ・計画地は、実施設計着手時は東京電力(株)が駐車場等の用途として利用中です。
- ・建設業務着手時は東京電力(株)が発注する原状回復工事により、現状の地盤面から駐車場及び下部土 (およそ1m) を撤去・鋤取りした状態となります。
- ・計画地は、平成29年2月より工事着手可能とします。
- ・計画地の西側グラウンド (9番グラウンド) は本工事のための工事ヤードとして使用することが可能です。

(2) 地盤状況

地盤状況は募集要項に示す「7 (ケ) 地質調査データ」を参照してください。

(3) 土壌汚染状況

計画地には、土壌汚染が疑われる工場・事業所の設置履歴はありません。

受注者は、土壌汚染対策法に基づく届出及び必要に応じて調査を行ってください。同法により汚染の除去が必要となった場合は、発注者の費用負担において対策を行うこととします。

(4) 地中埋設物状況

- ・計画地は、平成9年にJヴィレッジ建設のために開発した土地であり、以後グラウンドとして使用していた場所であるため、地中埋設物となるような建築物・工作物の解体履歴はありません。予見できない地中埋設物があった場合は、その対応にかかる費用については発注者の負担とします。
- ・計画地は、従前のJヴィレッジ整備工事の中で埋蔵文化財が無いことを確認済みであり、埋蔵文化財包蔵地に該当しません。計画地は本工事により遺構・遺物が確認された場合は工事を一時停止し、速やかに書面で発注者に報告し、その取扱いについて、発注者と協議してください。なお、一時停止に係る費用については発注者の負担とします。

(5) インフラ整備状況

- ① 上水（協議先：双葉地方水道企業団 南営業所）
計画地南側 給水本管100Aより新たに分岐
- ② 下水（協議先：檜葉町建設課）
グラウンド管理棟南東側の既設宅内桝200φに接続
- ③ 雨水（協議先：檜葉町建設課）
敷地東側の既設宅内最終桝に接続
- ④ 電気（協議先：東北電力 相双営業所）
グラウンド管理棟の既設受変電設備へ低圧接続（電灯、動力）
- ⑤ 電話（協議先：NTT東日本 福島支店）
グラウンド管理棟管理室の既設端子盤へ端子接続
- ⑥ 道路（協議先：檜葉町建設課）
南側接道：建築基準法第42条1項1号道路／町道 美シ森線（幅員12.76m）

3 既存施設の概要

区分	建物名称	構造	建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)	最高高さ (m)	確認年月日
別敷地	センター棟	RC造	4,447.64	10,545.54	18.10	H9.6
別敷地	フィットネス・メディカル棟	RC造	2,533.58	3,202.90	12.40	H9.6
別敷地	雨天練習場	S造	4,333.50	3,937.50	17.70	H9.6
別敷地	工水ポンプ室	S造	12.39	12.39	2.78	H9.6
別敷地	浴場	RC造	65.76	81.02	3.75	H11.7
別敷地	グラウンド管理棟	RC造	534.62	525.62	6.85	H9.6
別敷地	グラウンド附属トイレ棟1	S造	23.10	23.10	3.06	H9.6
別敷地	グラウンド附属トイレ棟2	S造	23.10	23.10	3.06	H9.6
別敷地	散水ポンプ室	S造	34.10	34.10	4.06	H9.6
別敷地	キュービクル及び用具庫棟	S造	73.92	73.92	3.76	H9.6
別敷地	メンテナンス機械・砂保管庫	S造	107.39	107.39	3.349	H9.6
別敷地	休憩所キャノピー (8箇所)	S造	48.00	48.00	3.20	H9.6
別申請	メディカルセンター	W造・S造	567.98	517.40	6.12	H21.1.22
計			12,237.10	18,614.58		

第3章 整備対象施設の要求水準

1 施設整備の基本的な考え方

全天候型サッカー練習場の整備方針は、基本的な役割や期待される役割、本県を取り巻く現状を踏まえたうえで、次の項目を整備の基本的な考え方とします。

(1) 新生Jヴィレッジのシンボルとなる施設

本施設はサッカー専用の屋内練習場として国内初の事例であり、日本はもちろん世界でも有数のトレーニング施設となります。代表クラスの合宿が誘致できるトレーニング機能を持ち、新しく生まれ変わる新生Jヴィレッジの象徴的な施設づくりを行います。

(2) 汎用性の高い施設

代表やプロチームの合宿とその見学や、サッカー以外のイベントの開催、子ども向けイベントなど、多様な利用が可能なスポーツ交流施設として、汎用性の高い施設づくりを行います。

(3) すべての利用者にやさしいユニバーサルデザイン施設

視覚障害者や聴覚障害者のサッカー等の身体障がい者スポーツにも対応可能な施設づくりを行います。また、見学スペースは車椅子利用者が見学できるよう、移動円滑化経路を確保するとともに、トイレや専用見学席の整備も行います。

(4) 環境に配慮した施設づくり

双葉地域の気候風土に調和し、自然採光や自然通風等の自然エネルギーを積極的に活用するとともに、エネルギーを極力消費しない、地球環境に配慮した施設づくりを行います。

(5) ライフサイクルに配慮した施設づくり

維持管理が容易な施設であるとともに、ソフト・ハードの両面から機能が長期間維持、発揮できるよう、耐用性の確保・更新性への配慮を行います。

また、本施設は長期的な耐久性はもとより、トレーニング機能の多様化・高度化等に対応するため、建築仕上、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう配慮します。

2 施設の概要及び設計条件

(1) 全天候型サッカー練習場

建築面積	: 11,432.83m ²
延べ面積	: 10,258.15m ²
構造	: 鉄骨造
階数	: 地上2階建て
昇降機	: 1台(乗用11人乗り)
地業	: 直接基礎(地盤改良併用)

基準風速(V₀): 30m/s

地表面粗度区分: III

耐風性能の分類(官庁施設の基本的性能基準による)

構造体 : I類

建築非構造部材: II類

建築設備 : II類

耐震安全性の分類(官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による)

構造体 : III類

建築非構造部材: B類

建築設備 : 乙類

3 施設設計における要求水準

(1) 要求水準書等の位置付け

本書を含む要求水準書等(質問回答書、要求水準書、基本設計図書、その他関係資料をいう。以下同じ)の内容は、原則として施設整備に反映してください。

なお、要求水準書等の優先順位は質問回答書、募集要項、要求水準書、基本設計図書、その他関係資料の順とします。ただし、要求水準書及び基本設計図書に示された内容(機能、性能、品質、能力など)は互いに補完するものとし、施設整備への反映にあたっては、それらの基準を下回らないようにしてください。

(2) 施設計画

ア 配置計画

- ① エントランスは外部から認識しやすい設えとします。
- ② 車両通行部と歩行者通行部は明確にし、歩行者の安全を確保するものとします。
- ③ 建物南側には、ロータリー及びバス乗降スペースを設け、バス乗降スペースから建物エントランスまでは庇等により雨に濡れずにアクセスできるものとします。
- ④ 建物南側以外に、東側と西側には、2t程度のメンテナンス車両が通行できるスペー

スを確保するものとします。北側は人が通行を基本とし、小型車両の通行が可能な計画とします。

- ⑤ 原状回復工事で設計予定の西側7～9番ピッチのレイアウトと調整の上で配置計画を決定するものとします。

イ 平面計画

- ① エントランスホールは外光の入る明るい空間とし、ピッチ内部が視認できるものとします。
- ② エントランスホールから2階見学スペースへ上がる階段及び昇降機への移動が容易な計画とします。
- ③ トイレはピッチと2階見学スペースの両方からアクセスしやすい計画とします。
- ④ 自動販売機スペースをエントランスホール付近に設けるものとします。また、自動販売機スペースには製氷機を設置するスペースを確保するものとします。
- ⑤ ピッチの大きさは、サッカーコートとラグビーコートが1面入る大きさとし、詳細は基本設計図書によります。
- ⑥ ピッチサイド付近にベンチや椅子等を設置できるスペースを、ピッチセンターラインを対称に2か所計画し、それぞれに地流しを設けることとします。
- ⑦ 器具倉庫は以下の器具類が無理なく収納できる広さを確保するものとします。
 - ・サッカーゴール2セット（運搬台車込み）
 - ・フットサルゴール4セット
 - ・ラグビーポール（2つ折り）2セット
 - ・その他、サッカートレーニングに必要と考えられる機器類
- ⑧ 見学スペースは、車椅子利用者が専用スペースまで無理なくアクセスできるものとします。

ウ 立面計画

- ① 南側、西側はアプローチ側の顔づくりに配慮したデザインとします。
- ② 基本設計図書に記載する考え方、イメージに即したデザインとします。

エ 断面計画

- ① コートセンター部において有効高さ17.5m以上、サイドライン部において8.5m以上を必要最低高さとして確保するものとします。
- ② 設備・電気の配管・配線を天井内に納めた各室諸元表に示す天井高さを確保するものとします。
- ③ 器具倉庫の梁下有効高さは収容物が無理なく入る寸法を確保するものとします。

オ 外装計画

- ① 外装仕上材は、基本設計図書に示す仕様と同等以上とします。
- ② 屋根材、壁材は耐久性・耐候性・防汚性に優れた材料を選定するものとします。
- ③ 外部仕上は耐塩害性の高いものとし、鉄部については30年以上塗り替えが不要な耐

- 食性、耐候性のある仕様の塗装を施すものとします。
- ④ 更新又は交換が容易な納まりとし、かつ調達しやすい材料を選定するものとします。
 - ⑤ 外壁・屋根の性能設計においては、以下のとおりとします。
 - ・耐震性能は、構造体の変形・変位に対し追従できることとします。
 - ⑥ 屋根と外壁面の取合い部については、密閉を基本としますが、膜屋根の風や雨・雪等による変異により生じる隙間は許容します。ただし、防犯性や防鳥対策に配慮するものとします。
 - ⑦ 原則、軒樋は設置せず、高所における落葉の掃除等のメンテナンスが発生しないよう配慮します。ただし、出入口部の雨垂れには配慮するものとする。

カ 膜屋根

- ① 膜材料の性能について
 - ・四フッ化エチレン樹脂コーティングガラス繊維織布（A種膜材料）、0.8mmクラス、酸化チタン光触媒微粒子含有（両面）と同等の性能を確保するものとします。
 - ・酸化チタン光触媒の効果を示す防汚性能の指標として、分解活性指数が初期時 $5\text{nmol}/1/\text{min}$ 以上、2年相当促進暴露後の数値が $5\text{nmol}/1/\text{min}$ 以上を確保するものとします。
 - ・基準強度は、たて糸方向 $1,470\text{N}/\text{cm}$ 以上、よこ糸方向 $1,176\text{N}/\text{cm}$ 以上を確保するものとします。

キ 内装計画

- ① 屋内の鉄部については、積極的に外気を取り入れる方針から、30年以上塗り替えが不要な耐食性、耐候性のある仕様の塗装を施すものとします。
- ② 屋内練習場の防球ネットがない部位については、ボールの衝突による破損等が生じない仕様とします。
- ③ 屋内練習場は残響時間8秒程度を目標として、吸音材を適切に設けるものとします。
- ④ 施設内は全て下足とし、床材は掃除のしやすい、かつ調達しやすい材料とします。
- ⑤ 色彩計画は、全体計画との整合性を考慮の上、立案し、発注者の了承を得ることとします。
- ⑥ 色彩計画は、施設内外部の見えがかりとなる、機械設備・電気設備機器を含むものとします。

ク 建具計画

- ① 各部出入口
 - ・特記無き限り、有効開口は900mm以上とします。
 - ・各室の機能及び規模に応じ、収納家具、設備機器、トレーニング機器を含めた備品類が台車等で搬出入可能な有効寸法を有することとします。
 - ・日常行動、交通・物流等による衝撃で欠損、剥離、傾き、曲り等が生じない強度を有し、ぐらつきや経年による反りが生じないこととします。

- ・鋼製の場合は、下地を含め防錆対策を施すものとします。
- ・扉の開閉時に、壁を傷付けることがないこととします。
- ・外部に面する扉は、各室の性能が確保できる気密性・水密性・耐風圧性・耐久性を有することとします。
- ・出入口に面するガラスは、飛散防止用フィルムを貼る等の安全対策を講じるものとします。
- ・障子部分がガラスとなる扉には、衝突防止サインを設置するものとします。

② 窓

- ・開閉操作は各階床面から難なく開閉できる機構とします。
- ・自然換気、自然通風が十分に確保できるだけの開口部を確保するものとします。換気上有効であれば天井付近の上部壁に窓を計画することも可とし、メンテナンスが可能な経路を確保するものとします。
- ・各室の性能が確保できる気密性・水密性・耐風圧性を有することとします。
- ・ピッチ廻りの目線付近の窓については必ずしも採光を必要としないため、ガラスである必要はないものとします。

ケ サイン計画

- ① サインは、各室の配置及び機能又は名称を表示し、統一性があり、建築空間と調和し、視認性に優れた形状、寸法、設置位置、表示内容とします。
- ② 表示内容は容易に変更できるものとします。
- ③ 表記文字はピクトグラフを除き日本語とします。ただし、敷地外部より施設全体のエントランスホールに至るまでの誘導、総合案内は日本語に加えて英語を併記するものとします。
- ④ 視覚障がい者誘導ブロックを適切な位置に敷設するものとします。敷設の位置、色、形状及び材質については「福島県人にやさしいまちづくり条例」等の規定を満たすこととします。

コ 外構計画

- ① 建物南側には、大型観光バスが寄り付けるロータリー（庇付）と約50台分の駐車スペースを確保するものとします。なお、内2台は車椅子使用者用とします。
- ② 駐車スペースは1台毎に明示し、車止めを設置するものとします。
- ③ 車両通行部分はアスファルト舗装、歩行者専用通路はインターロッキングブロック舗装等、景観に配慮した舗装材とします。
- ④ 大型観光バスの寄付き部分、寄付きのための通行部分は、半たわみ舗装等の耐久性に配慮した舗装材とします。
- ⑤ 舗装面の均一性や境界部の沈み込み、割れ・欠け等の生じにくい納まりとします。

サ 雨水排水計画

- ① 建物の屋根に降った雨水を適切に集水し、外部の雨水排水設備により適切に既存の

排水設備に接続、排水します。

- ② 雨水枴や雨水排水側溝の蓋は清掃性・メンテナンス性に配慮し、取外しが行えることとします。ただし、車両が積載する可能性の高い部分についてはボルト等により脱落しない仕様とします。
- ③ 舗装面と雨水排水設備は、極力、雨水の浸透処理が行えるものを採用するものとします。

シ 積雪対策

- ① 積雪に対しては、後述の構造計画で定める内容の他、以下の点に配慮するものとします。
 - ・軒先は、雪がせき止められない形状とします。
 - ・落雪が予見される箇所は、人が立ち入らないように外構計画において配慮するものとします。

ス 構造計画

- ① 基本方針
 - ・ピッチ及び見学スペースを内包する大スパン架構を実現する経済的かつ安全な架構計画とします。
 - ・建物形状のコンセプトに合致した軽快な架構システムによる開放的な空間を実現するものとします。
 - ・安全性と施工性を考慮した合理的な基礎工法を選定するものとします。
- ② 耐震設計方針
 - ・全天候型サッカー練習場は耐震構造とします。
 - ・建築基準法で定められる地震荷重のほか、大スパン構造であることから上下動を地震力に考慮し、水平動と上下動を同時に考慮した外力の設定を行うものとします。
- ③ 耐雪設計方針
 - ・建築基準法で定められる積雪荷重に対し、1.2倍の余裕度を確保するものとします。
 - ・積雪の偏分布を考慮し、偏在荷重及び中央部集中荷重などについても検討を行うものとします。
- ④ 上部構造計画
 - ・本建物はスパン架構であるため、構造種別としては軽量性に優れた鉄骨造を採用するものとします。
 - ・大空間を合理的かつ経済的に実現するために基本的な構造システムはアーチ架構を採用するものとします。
 - ・架構のシステムは、建物のコンセプトに合致した架構で、合理的なシステムを採用するものとします。
 - ・架構スパンについては、第3章の3の(2)ア～カを実現することを前提として、架構システムにとって合理的なスパン割を採用するものとします。

- ・架構の設計には全体座屈を考慮し、座屈安全率は長期荷重及び積雪荷重に対して5.0倍以上確保するものとします。
- ・温度荷重を適切に考慮し、長期荷重として設定するものとします。特に検討を行わない場合は±30℃とするものとします。
- ・部材及び接合部の設計には、膜の張力により完成時及び施工時に生じる反力を考慮するものとします。

⑤ 下部構造計画

- ・上部構造によるスラストを合理的に処理可能なシステムを採用するものとします。
- ・タイバーの材質、配置は安全で合理的なものを採用するものとします。ただし、ひび割れ等の影響によって、耐久性が損なわれないことを確認するものとします。
- ・タイバーの設計は、ピッチ内にメンテナンス用の重機が乗り入れることを想定して、その影響を考慮するものとします。

⑥ 基礎構造計画

- ・本敷地の支持層は不陸が大きく、支持層までの深さにばらつきがあることから、建物の各支点に対してそれぞれ安全性と経済性を考慮した合理的な基礎構法を選定するものとします。
- ・地盤特性を考慮し、実施設計時には必要に応じて追加ボーリング調査等により改めて支持層の確認及び設定を行うものとします。
- ・液状化判定を行い、液状化が発生する場合はその影響を考慮するものとします。

⑦ その他

- ・構造躯体には塩害対策を施すものとし、適切な範囲設定を行うものとします。

⑧ 施工計画

- ・建方時には、施工時解析を元に施工方針を立案するものとします。

セ 電気設備計画

① 基本方針

- ・利用者の安全性、快適性及び省エネルギーに配慮した上、経済性にも配慮するものとします。
- ・関連法規、自然環境、インフラ状況に適合した設備とします。
- ・環境に配慮した設備計画とします。
- ・保守管理が容易で、ライフサイクルコストの低いシステム、設備機器を採用するものとします。
- ・原状回復工事で整備、更新する既存防災センター内各設備主装置への接続区分は基本設計図書によります。
- ・練習場内に設置する機器は屋外仕様とし、配管及びボックス類は指定色耐塩塗装を施すものとします。

② 幹線動力設備

- ・電灯及び動力幹線ケーブルは、原則として幹線分岐接続はしない計画とします。分岐する場合は、分岐開閉器を設けて分岐するものとします。
- ・低圧幹線引込開閉器盤は消防法上の非常電源配電盤仕様とし、引込開閉器盤以降防災負荷への電源系統は耐火仕様とします。
- ・動力制御盤は機械室等に設置し、廊下等の共用部には設置しないこととします。
- ・屋外や外気流入する場所に設置する機器等の開閉器は漏電遮断器とします。

③ 電灯コンセント設備

- ・屋外や外気流入する場所に設置する機器等の開閉器は漏電遮断器とします。
- ・一般照明器具はLED光源（LED一体型）とします。
- ・設計照度、均斉度、グレア制限値、平均演色評価数は、「JIS z9110：2011照明基準総則」によることとします。
- ・エントランスホール、廊下等の共用部の照明はリモコンスイッチによる点滅とし、外灯照明は自動点滅器とスケジュールタイマーを組合せた点滅とします。
- ・屋内練習場の照明点滅は管理室に設置する集中リモコンスイッチにより行い、使用用途に合わせたエリア区分（4分割）や間引き点灯（50%、100%）が可能な計画とします。
- ・便所、階段、器具倉庫の照明は人感センサー制御とします。便所は常時点灯器具＋センサー点滅、階段は照明器具内蔵センサーによる調光制御、器具倉庫はセンサー点滅とします。
- ・照明配線は間引き点滅が可能となるよう系統を分ける計画とします。
- ・建築基準法により、非常照明を設置するものとします。
- ・消防法により、誘導灯を設置するものとします。

④ 構内交換設備

- ・引込みは既存グラウンド管理棟管理室内端子盤へ配線接続とします。
- ・電話機（別途備品）により、外線や既存棟電話機との内線通話が可能な計画とします。

⑤ 業務放送設備工事

- ・連絡放送及び呼出放送用として施設内全般にスピーカを設置するものとします。アンプは管理室に設置し、既存棟防災センター内リモートマイクにより放送が可能な計画とします。
- ・屋内練習場は残響特性を考慮しスピーカは分散配置するものとします。
- ・放送アンプにはBGM装置を設置し、エントランスホール、見学スペース等に放送できるものとします。

⑥ 緊急呼出設備（トイレ呼出設備）

- ・多目的トイレの緊急呼出しは管理室のほか、グラウンド管理棟管理室、既存棟防災センターへ発報表示を行うこととします。

⑦ 監視カメラ設備

- ・屋内練習場及び見学スペースの状況把握用としてカメラを設置するものとします。カメラ映像は既存棟防災センター内のモニター（別途工事）へ映像出力を行うこととします。既存棟防災センターまでの配管配線は本工事とします。

⑧ 防犯設備

- ・外部からの出入口扉等にマグネットセンサー等の各種防犯センサーを設置するものとします。警報出力はグラウンド管理棟管理室内の防犯表示親機（別途工事）を経由し、既存棟防災センターの防犯主装置（別途工事）へ警報表示を行うこととします。

⑨ 自動火災報知設備

- ・関係法令に基づき設置します。（防火対象物第15項、各階無窓階）
- ・屋内練習場は煙感知器又は炎感知器により計画するものとします。
- ・自動試験機能付感知器を採用するものとします。

⑩ 練習場照明設備

- ・省エネルギー性の高いLED照明器具とします。JIS基準の「運動場及び競技場その1（球技：サッカー・屋外）」の区分Ⅰ【維持照度500 (lx)以上、照度均斉度0.7以上、屋外グレア制限値50以下、平均演色評価数60以上】を遵守するものとします。
- ・照明器具は拡散パネル、ガード付とします。
- ・照明器具は構造部材に取付金具等により堅牢に固定するとともに、落下防止対策（ワイヤー等）を行うものとします。
- ・照明器具は架構下弦梁よりも500mm以上高い位置に取付ることとします。また1FL+12m以上の高さに取り付けることとします。
- ・照明電源用幹線は三相3線200Vとします。

⑪ 雷保護設備

- ・外部雷保護設備は、適用規格はJIS A4201：2003 保護レベルⅣとします。接地は構造体利用接地、受雷部は屋根面に導体（アルミ）を基準に準じ設置するものとします。
- ・落雷による過電圧から通信機器を保護するため、内部雷保護設備を各盤内に設置するものとします。

⑫ 屋外電気設備

- ・基本設計図書によります。

ソ 機械設備計画

① 基本方針

- ・利用者の安全性、快適性及び省エネルギーに配慮した上、経済性にも配慮するものとします。
- ・関連法規、自然環境、インフラ状況に適合した設備とします。

- ・環境に配慮した設備計画とします。
 - ・保守管理が容易で、ライフサイクルコストの低いシステム、設備機器を採用するものとします。
- ② 空調設備
- ・個別制御に優れ、運転や維持管理の容易な個別分散方式とし、電気式空冷ヒートポンプパッケージを採用するものとします。
 - ・空調対象室は、管理室、ミーティング室とします。
- ③ 換気設備
- ・居室の換気量は、 $25\text{m}^3/\text{h}\cdot\text{人}$ を確保するものとします。
 - ・便所、倉庫等は第3種換気を行うものとします。
 - ・練習場の換気は自然換気を原則としますが、上部熱溜り排気及びシックハウス対策として有圧扇を設置するものとします。
- ④ 給水設備
- ・給水方式は直結式とし、敷地南側給水本管より新規に引き込むものとします。
 - ・上水と雑用水は一系統とします。
- ⑤ 排水通気設備
- ・建物内は汚水、雑排水の分流式、屋外は汚水、雑排水の合流式とし、グラウンド管理棟南東側の既設排水桝へ接続し放流とします。
- ⑥ 給湯設備
- ・貯湯式電気温水器を設置し、手洗器への給湯を行うものとします。
- ⑦ 衛生器具設備
- ・水資源の有効利用を図るため、自動洗浄組込型小便器、オートストップ式水栓等節水型器具を採用するものとします。
 - ・屋外散水栓は、凍結防止機能が付いたものとする。
- ⑧ 消火設備
- ・防火対象物（15）項として消防法に基づき消火設備を設置するものとします。
- ⑨ 昇降機設備計画
- ・耐震性能は、「昇降機技術基準の解説（2014年版）」により、耐震クラスは「耐震クラスA14」とします。
 - ・火災時管制運転、地震時管制運転、停電時救出運転を行います。
 - ・エレベーターのインターホン設備の受信機はセンター棟の防災センターに設置するものとします。

第4章 本工事の実施に関する要求水準

1 配置技術者に関する要求水準

(1) 配置技術者の実施体制

受注者は、契約締結後、速やかに次の配置技術者について、(2)の資格要件を満たす者を選定し、氏名、経歴等を書面により発注者に提出し、承諾を得るものとします。

なお、統括代理人と現場代理人、現場代理人と監理技術者、設計管理技術者と建築設計主任技術者、監理技術者と建築施工主任担当者、電気設備設計主任技術者と機械設備設計主任技術者、電気設備施工主任担当者と機械設備施工主任担当者の兼任は認めるものとします。ただし、統括代理人と監理技術者の兼任は認めないものとします。

また、配置技術者は、原則として、技術提案にて提案した者を選定するものとします。

ア 業務全体総括

① 統括代理人

設計業務及び施工業務の相互調整及び統括。

統括代理人の下に、設計業務に関する設計管理技術者及び各設計主任技術者を、施工業務における現場代理人、監理技術者及び各施工主任担当者を配置することとします。

イ 設計業務

② 設計管理技術者

③ 設計主任技術者

設計主任技術者は、建築、建築（構造）、電気設備、機械設備、建築（積算）の分野ごとに配置することとします。

ウ 施工業務

① 現場代理人

起工測量から完成届提出まで専任とします。

② 監理技術者

工事着手から完成届提出まで専任とします。

③ 施工主任担当者

施工主任担当者は、建築、電気設備、機械設備の分野ごとに配置することとします。
なお、建築施工主任担当者は、工事着手から完成届提出まで専任とします。

エ 配置技術者の変更等

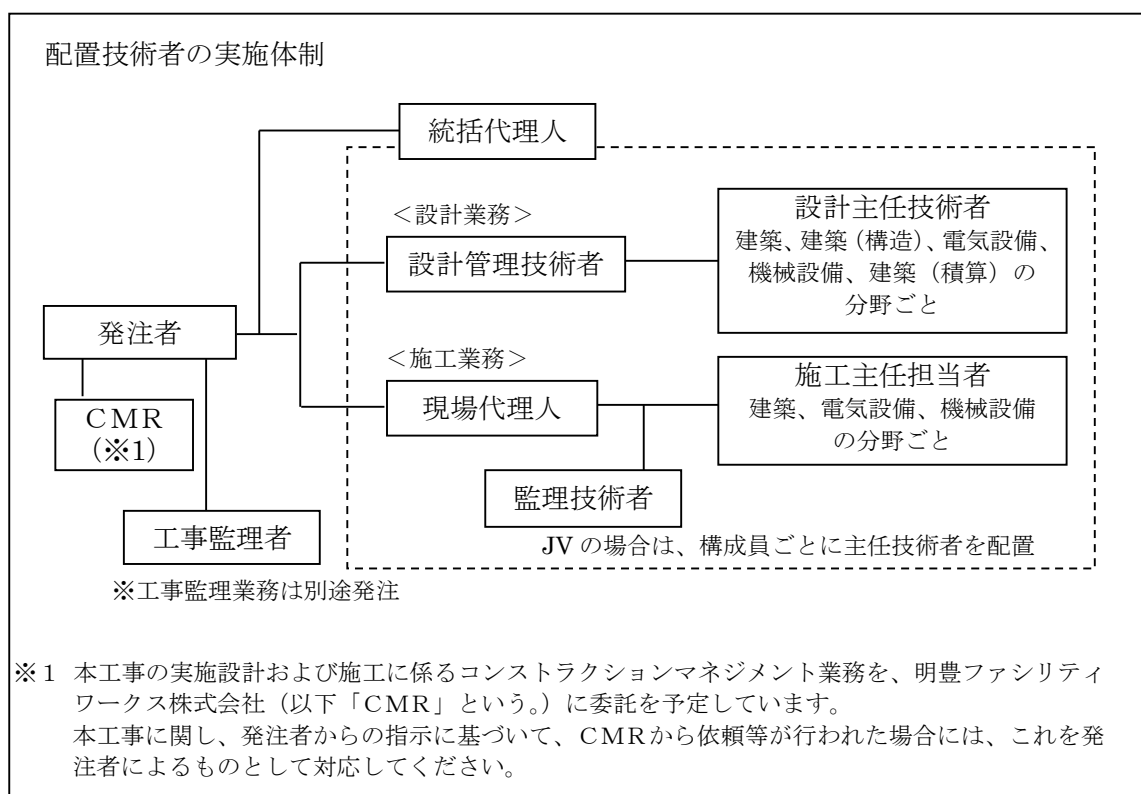
技術提案にて提案した配置技術者の変更及び業務期間中の統括代理人、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者の変更は原則として認めません。

ただし、病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できなくなった場合には、発注者と協議の上、その者と同等の能力を有する者を選定し、発注者が適当と判断

した場合に限り認めるものとします。

また、その他の配置技術者を変更する場合は、その者と同等の能力を有する者を選定するものとします。

なお、発注者が配置技術者として不適当であるとみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずることとします。



（２）配置技術者の資格要件

ア 業務全体統括

① 統括代理人

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。また、共同企業体の場合は、代表構成員に所属する者

(イ) 一級建築士の資格を有する者

イ 設計業務

① 設計管理技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 一級建築士の資格を有する者

② 建築設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 一級建築士の資格を有する者

③ 構造設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 構造設計一級建築士の資格を有する者

④ 電気設備設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 一級建築士又は建築設備士の資格を有する者

⑤ 機械設備設計主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 一級建築士又は建築設備士の資格を有する者

⑥ 積算主任技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織（当該業務を再委託する場合は再委託先）に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 建築積算士又は建築コスト管理士の資格を有する者

ウ 施工業務

① 現場代理人

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者。また、共同企業体の場合は、代表構成員に所属する者

(イ) 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者

② 監理技術者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

(ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者

(イ) 監理技術者の資格を有する者

(ウ) 一級建築施工管理技士の資格を有する者

③ 建築施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者としてします。

- (ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者
- (イ) 一級建築施工管理技士の資格を有する者

④ 電気設備施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者とします。

- (ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者
- (イ) 一級電気施工管理技士の資格を有する者

⑤ 機械設備施工主任担当者

次の資格要件をすべて満たす者とします。

- (ア) 参加者の組織に常勤で3ヶ月以上の恒常的な雇用関係がある者
- (イ) 一級管工事施工管理技士の資格を有する者

2 実施設計業務に関する要求水準

(1) 業務内容

設計業務は、平成21年国土交通省告示第15号別添一第1項の二号（実施設計に関する標準業務）及び三号（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務）を含み、以下とします。

ア 受注者が必要に応じて実施する各種調査

受注者が必要と判断して行う調査は、受注者の負担において実施することとします（事前敷地測量、地質調査、地中障害物調査、電波障害のおそれがある場合は電波障害調査）。

イ 本工事の実実施設計業務及び関連業務

- ① 受注者は関係法令及び各種適用基準に基づいて業務を実施するものとします。
- ② 本要求水準書等に示された条件に基づき、建築・構造・電気設備・機械設備（昇降機設備を含む）の各要素について、デザインと技術の両面にわたり、さらに細部の検討を行うこととします。
- ③ 計画通知ほか各種申請の業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を発注者に報告することとします。また、各種許認可等の書類の写しを必ず発注者に提出することとします。
- ④ 計画通知提出前及び工事着手前に、実施設計の内容を発注者に説明し、承認を得なければなりません。必要に応じて設計内容を説明する資料を作成することとします。
- ⑤ 発注者が、関係者等に実施設計の内容に関する説明を行う場合、発注者の要請に応じて説明資料を作成するとともに、必要に応じて説明に協力することとします。
- ⑥ 施設の供用開始後の運用方法及び維持管理方法について発注者、Jヴィレッジ等関係者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映することとします。
- ⑦ 上記①～⑦は、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合にも準用することとします。

ウ 東京電力が行う既存建物原状回復工事にかかる以下の取り扱い設計調整業務

- ① 受注者は、「添付資料1・2 工事区分表・工事区分図」に定められた原状回復工事との取り扱い部分の調整について、東京電力が行う原状回復工事と設計上の調整を行うこととします。
- ② 基本的に、本工事の設計内容に基づき、原状回復工事の設計を決定するため、受注者は実施設計を進める上で、随時設計内容、要望事項、結果をまとめ、原状回復工事側に伝達・確認することとします。
- ③ 本工事と原状回復工事の工事工程や仮設計画上の取り扱いについて調整を行い、原状回復工事を見込んだ工事工程表（案）と仮設計画図（案）を着手後速やかに（30日以内）作成することとします。

エ 積算業務

- ① 積算業務は、発注者の確認した実施設計図書に基づき、「公共建築工事積算基準」（最新版）に準じて作成することを基本とします。ただし、内訳書の作成要領や端数処理等は、必要に応じて発注者と協議することとします。

オ 設計段階における許認可及び各種申請等の行政手続き

- ① 受注者は、計画通知ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を発注者に報告するとともに、各種許認可等の書類の写しを発注者に提出するものとします。また、申請に必要な手数料は受注者の負担とします。
- ② 各種許認可申請に適合させるための基本設計図書からの調整は受注者の業務範囲とします。ただし、許認可申請に必要な仕様等と本要求水準書及び基本設計図書の内容に著しい不一致が発生する場合は、発注者と協議することとします。

カ その他別途工事の設計業務

- ① 什器等配置計画の作成、備品、特定機器等の配置・選定計画（案）作成に協力することとします。
- ② トレーニング用の映像設備、音響設備に関して、発注者及び関係者等と打合せを行い設計することとします。

（2）設計業務に関して

設計業務では、受注者の責任において要求水準書等に規定した性能又は仕様、又はそれを上回る水準の性能又は仕様を提案し、実施設計図書を作成するとともに、必要に応じて設計内容を説明する資料を作成し、計画通知提出前及び工事着手前に発注者に説明し、承認を得なければなりません。

なお、施工業務着手後に実施設計図書の変更を行う場合も同様とします。

ア 業務運営

- ① 受注者は、設計業務の遂行に当たり、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認することとし

ます。

- ② 設計業務の進捗管理は、受注者の責任において実施するものとします。
- ③ 発注者は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとします。
- ④ 受注者は、発注者に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとします。
- ⑤ 受注者は、施設運用方法及び維持管理方法について発注者と協議し、必要に応じて実施設計図書に反映するものとします。

イ 設計定例会議

- ① 発注者と受注者は、原則として隔週に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとします。
- ② 出席者は、発注者、受注者及びCMRの担当者及び関係者とし、その他必要に応じて、オブザーバーも出席できるものとします。
- ③ 受注者は会議資料を用意し、会議を進行するとともに、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管することとします。
- ④ 会議会場は、設計段階では福島県庁を基本とします。

（3）提出書類及び成果物

ア 業務着手時

- ① 業務着手に際し、「添付資料3 業務に関する提出物一覧」に示す書類を発注者に提出し、承認を得ることとします。
- ② 受注者は、契約の締結後14日以内に、プロポーザル時に提出した提案金額内訳に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を提出してください。
- ③ 内訳書に記載する金額は、本工事及び付帯する諸手続き費用にかかる総額としてください。
- ④ 内訳書は発注者にて提示する「見積項目表」の項目（種目－科目）に従って作成し、中科目、細科目及び備考を付加して作成してください。なお、内訳の作成については、公共建築工事積算基準及び公共建築工事内訳書標準書式を参考としてください。
 - ・内訳書は、名称、仕様、数量、単位、単価、金額をプロポーザルの様式集の書式を参考に作成してください。
 - ・中科目での一式計上は不可とします。共通仮設工事費、直接仮設工事費についても同様とします。ただし、一式計上が止むを得ない場合は、備考欄等を活用し、その内容に含まれる仕様及び見込み数量等を明記してください。
 - ・現場代理人、監理技術者、主任技術者、各担当員の配置に要する費用は、現場管理費に含み、別途計上しないでください。
- ⑤ 実施設計料は、内訳（項目、人工、単価等）を作成し、必要と思われる費用を計上してください。

イ 実施設計図書及び実施設計成果物

実施設計図書及び成果物は、「添付資料3 業務に関する提出物一覧」を基本とし、適宜、内容及び図面を付加することとします。

実施設計図書は、それぞれが互いに補い合って施工主任担当者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工管理の方法等に関する情報を具体的に表現してください。また、実施設計図書には、関連工事との調整内容について記載することとします。

ウ 設計業務実績情報の登録

受注者は、設計業務完了後速やかに、設計業務実績情報について、「公共建築設計者情報システム（PUBDIS）」（一般社団法人公共建築協会）へ登録を行うこととし、その手続きは以下によります。

- ① 受注者は、登録内容について、あらかじめ発注者の確認を受けることとします。
- ② 受注者は、登録完了後、一般社団法人公共建築協会発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出し、登録結果を報告することとします。

（４）関係者等への説明

業務の各段階において、発注者の求めに応じて関係者等に説明を行うこととします。

（５）期限の厳守

設計業務計画書により設定される各業務の完了期限及び発注者が指定する各期限に対し、常にその進捗状況を把握し、遅延しないこととします。

3 施工業務に関する要求水準

（１）業務内容

ア 施工に関連する業務

① 建設工事

各種関連法令及び適用基準等を遵守し、要求水準書等及び技術提案書並びに実施設計図書に基づき実施することとします。

② 建設工事に関連する業務

- ・ 工事中の仮設物に対する電波障害対策工事が必要となった場合は、受注者の責任及び費用において速やかに実施することとします。
- ・ 工事期間中に対象敷地内における東京電力が行う原状回復工事について、各工事請負者と調整を行い、工事を円滑に進めることとします。
- ・ 建設工事に支障となるため一時的に撤去したものは、受注者の責任において復旧することとします。

③ 各種トレーニング機器の設置

トレーニングのために壁や天井面に取り付ける計測機器、映像機器等を設置するためのアンカーやフックを設けることとします。

イ 関係官公庁等への届出手続き

- ① 本工事に必要な関係官公署その他関係機関への協議、報告、各種許認可、申請業務及び届出手続きは受注者が行うこととします。
- ② 関係官公署への届出手続きなどに当たっては、届出内容などについて、あらかじめ発注者に報告し、承諾を得ることとします。
- ③ 関係官公署などへの届出手続きなどに係る必要な費用は、受注者の負担とすることとします。
- ④ 給水の引込みに関する負担金は、発注者が負担することとします。
- ⑤ 受注者は、関係官公署等と協議等を行った場合は、速やかに協議記録を作成し、発注者に提出することとします。
- ⑥ 本工事に係る計画通知及び建築物等の中間検査、完了検査における指摘事項については、受注者の負担により責任を持って適法とさせることとします。
- ⑦ その他施工段階における関係機関への届出・手続き等は、遅滞なく受注者が行うこととします。
- ⑧ 上記における申請料等は、受注者の負担とします。

ウ 検査・引渡し

① 部分払出来高検査及び中間検査

- ・部分払いの請求があった場合、出来高を査定するために発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）が、部分払出来高検査を行うこととします。
- ・本工事の中間段階において、履行状況を確認するために、検査職員の検査を行う場合があります。この場合、受注者は統括代理人、現場代理人、監理技術者及び検査職員が指名する者を同席させることとします。

② 法的適合検査

- ・受注者は施工業務を完成した後、建築基準法第 18 条第 14 項の規定による完了検査を申請し、検査を受けることとします。
- ・その他、必要な法定検査を受けることとします。
- ・検査及び是正に係る一切の費用は、受注者の負担によります。

③ 完成検査

- ・受注者は、本工事の施工業務を完了した後、速やかに完成届を提出し、発注者及び工事監理者による工事の完成の確認後、完成検査を受けることとします。
- ・完成検査を行う場所及び日時は、受注者からの完成届による通知後、検査職員が決定します。完成検査日は、当該通知を受けてから 14 日以内とします。

- ・受注者は検査に合格しなかった場合、直ちに補修して発注者及び工事監理者の確認を受けなければなりません。
- ・受注者は完成検査受検に際し、統括代理人、現場代理人、監理技術者及び検査職員が指名する者を同席させることとします。

④ 引渡し

- ・受注者は、完成検査に合格したときは、発注者の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければなりません。
- ・受注者は建物引渡し後1年間は、発注者の求めに応じて、建物の各設備などの調整を行うこととします。

エ その他

① 写真撮影

工事写真の撮影は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省 大臣官房 官庁営繕部監修）」に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、発注者と協議の上決定することとします。

② 維持管理業務検討書の作成

- ・全天候型サッカー練習場の維持管理業務（日常の清掃管理、警備及び設備の年間維持管理、法定点検などをいう。）の発注仕様書等作成にあたり、発注者が設ける検討会議に出席することとします。
- ・平成29年3月末までに維持管理業務検討書として取りまとめることとします。
- ・維持管理業務検討書には、維持管理方法の考え方や維持管理実施時の要点等を明示することとします。

③ ライフサイクルマネジメント（LCM）計画書

長期修繕計画を含むライフサイクルマネジメント計画書（60年）を作成することとします。

（2）施工業務について

ア 業務運営

- ① 受注者は、施工業務の遂行に当たり、発注者と協議の上、進めるものとし、その内容について、その都度書面（打合せ記録書等）に記録し、相互に確認することとします。
- ② 受注者は施工業務開始後、速やかに（21日以内）、原状回復工事を含めた総合仮設計画及び総合工事工程表を作成し、発注者に内容の説明を行い、承認を得ることとします。
- ③ 工事の進捗管理は、受注者の責任において実施するものとします。
- ④ 発注者は、工事の進捗状況について、随時確認できるものとします。
- ⑤ 受注者は、発注者に対し、工事の進捗状況を定期的に報告するものとします。

イ 工事定例会議

- ① 発注者と受注者は、原則として隔週に1回、工事工程や進捗状況、懸案事項等の調整を目的として、定例会議を行うものとします。
- ② 出席者は、発注者、受注者及びCMRと工事監理者の各担当者、その他関係者等とし、その他必要に応じてオブザーバーも出席できるものとします。
- ③ 受注者は会議資料を用意し、会議内容について都度書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管することとします。
- ④ 会議会場は、現場事務所を基本とし、場合によっては県庁とします。現場事務所には、30人程度が会議できる会議室を設置することとします。

(3) 業務条件

ア 基本的事項

- ① 平成30年8月31日までに全天候型サッカー練習場の建設工事及び周辺外構工事を完了し、それぞれ各検査に合格した上で発注者に引き渡すこととします。
- ② 建設時において、発注者から本工事に対する要望があった場合は、可能な範囲で対応に努めることとします。
- ③ 工法、材料、製品等について、その品質、工期及び安全性等の検討を十分に行うこととします。工法などが特殊である場合は、あらかじめ発注者と協議し、承諾を得ることとします。
- ④ 施工業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議することとします。
- ⑤ 関係者及び関係官公庁等と十分打合せを行うこととします。
- ⑥ 無理のない工程計画を立てることとします。
- ⑦ 近隣関係者などに対して工事説明を行うこととします。
- ⑧ 安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮することとします。
- ⑨ 東京電力が発注する原状回復工事について、その工事と本工事が双方円滑に施工できる様に積極的に協議・調整を図ることとします。
- ⑩ 工事中の安全確保と完成後の品質確保の両面から、完成物に一切跡が残らない仮囲い、足場、クレーン等の仮設や、資材・廃材等の搬出入・搬送方法、交通誘導など、仮設工事について、竣工後の品質や機能に影響を残すことがないように、十分な配慮を行うこととします。
- ⑪ 躯体図作成前に意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、その他関連機器（トレーニング用設備等の特殊設備）のための下地位置などを含めた総合図・プロット図を作成し、総合調整した上で、発注者の承諾を得ることとします。
- ⑫ 本工事の品質確保に対し、下請業の品質管理を含め全ての責任を負うものとします。特に、海外調達する場合の機器・材料・加工品などの受入れ品質管理体制の確保及び保守点検、交換部品の確保などについて責任を負うこととします。海外より輸送

にかかる時間やリスクに対する責任も含むものとします。

- ⑬ 本工事の品質確保を保証する証として「品質管理計画書」を作成し、発注者に提出することとします。品質管理計画書は、品質を確認する体制、手順及び項目に加え、技術提案書において提案した内容などを記載したものと、総合施工計画書作成中の品質管理内容について記載したものとします。

イ 施工条件

① 作業日・作業時間

工事の作業日・作業時間については、以下を基本とし、工事着手前に発注者、近隣関係者等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとします。

- ・作業時間は、概ね午前 8 時から午後 5 時までを基本とします。詳細は協議の上で決定することとします。
- ・大きな騒音、振動を伴う作業は、午前 9 時から午後 5 時までを基本とします。

② 工事ヤードの設定

- ・「添付資料 2 工事区分図」に示す工事範囲に加え、西側の 9 番ピッチについても工事ヤードとして使用することができます。

③ 工事車両の通行

- ・工事車両の通行については、あらかじめ周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等との打合せを行い、運転速度や適切な交通整理員の配置、案内看板の設置、道路の清掃など、十分に配慮することとします。
- ・交通整理員は少なくとも敷地出入口に 1 名配置することとします。また、主要資材搬入時など、特に工事車両の運行量が増加する場合は、1 名以上追加配置し、安全管理を徹底することとします。
- ・工事車両は構内に駐車することとします。構内に駐車できない場合は、敷地内の他の場所に確保できるかどうかを発注者に確認することとします。その際、必要な台数・広さを提示してください。
- ・場内にて洗車場を設け、工事車両の泥洗浄を行うこととします。公道を汚した場合は、速やかに清掃を行うこととします。

④ 工事現場の管理等

- ・現場事務所を設置することとします。作業期間中、随時連絡が取れる体制とすることとします。
- ・建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置きや駐車を生じさせないこととします。
- ・発注者が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって、工事範囲内の管理を行うこととします。
- ・周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めることとします。

- ・夜間等における不法侵入を防止するなど、工事範囲内の保守管理を行うこととします。

⑤ 施行中の安全管理

- ・施工中の安全管理に関しては「建築工事安全施工技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとします。
- ・火気の使用や溶接作業を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止処置を講じるものとします。
- ・シンナー等の管理については、工事現場・倉庫などでの保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じることとします。

⑥ 近隣対策

- ・受注者は、自己の責任において、騒音、悪臭、振動、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により周辺住民の生活環境に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとします。また、周辺住民からの工事期間中の周辺対策要望に対しても、必要性を十分に検討した上で対策を講じることとします。
- ・施工方法及び工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知することとします。
- ・隣接土地や道路等の公共施設等に損傷を与えないように留意することとします。万一、工事中に汚損、破損した場合、受注者の責任及び費用において補修、補償等を行い、公共施設の場合は管理者の承諾を得ることとします。
- ・近隣関係者への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を発注者に報告することとします。

⑦ セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良を行う場合、又は使用した改良土を再利用する場合の措置

セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良等を行う場合又は使用した改良土を再利用する場合は、六価クロム溶出試験を行い、土壤環境基準を超えないことを確認した上で、その結果を発注者に報告することとします。

⑧ 化学物質の室内濃度測定

- ・工事完了後引渡し前に、化学物質の室内濃度測定を行い、室内濃度が厚生労働省の基準値以下であることを確認し、発注者に報告することとします。
- ・測定方法は、厚生労働省のガイドラインに記載されている標準測定方法に基づいた方法とすることとします。
- ・測定対象室は、屋内練習場・管理室・ミーティングルームとします。
- ・測定対象物質は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンとします。

⑨ ダンプトラック等による過積載等の防止

- ・受注者は、過積載防止の担当者を定め、過積載防止に努めるとともに、発注者が指

示する車両に関し、積載自重又はトラックスケールにより積載荷重を確認し、発注者に報告することとします。

⑩ 材料・機器の採用

- ・設計図書に定める材料、機器を変更する場合は、それと同品質以上であることを証明する資料を発注者に提出し、承諾を得た場合に限り、その使用を認めるものとします。

(3) 提出書類及び施工業務成果物

ア 施工業務実施時の提出書類

- ① 受注者は、発注者が指定する書式により、施工業務に係る書類を、請負契約締結後、適切な時期に発注者に提出し、承諾を得ることとします。提出時期については、発注者に従うこととします。
- ② 受注者は、「添付資料3 業務に関する提出物一覧」に示す提出書類及び成果物を発注者に提出することとします。

イ 工事实績情報の登録

受注者は、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行うこととします。

添付資料 1 全天候型サッカー練習場新営工事 工事区分表

大項目	項目	発注区分							備考	
		今回発注						原状回復工事		別途工事
		建築	電気	衛生	空調	昇降機	外構			
B. 工事区分表										
1. 一般事項										
	1. 構造躯体の貫通スリーブ及び箱入れ	○	○	○	○	○				各工事に必要なスリーブは各々の工事、予備は建築工事とする
	2. 同上 貫通の開口補強	○								
	3. 同上 スリーブ及び箱入れの穴埋め補修	○	○	○	○	○				
	4. 工場製作間仕切及び同左の天井、床、各種設備器具の穴開け、取付枠及び補強	○								
	5. 天井付各種設備器具の穴開け、取付枠及び補強・補修	※	○	○	○					※下地補強のみ建築
	6. 設備関係諸室のシンダーコンクリート	○								
	7. 屋上、屋外及び屋内設置機器及び水槽類の基礎	○								
	8. 同上仕上(防水)	○								
	9. 同上用架台及びアンカーボルト箱入れ、埋込み		○	○	○					
	10. 自動ドア・防火扉(シャッター含む)	○	※							※煙感からの信号、1次配線、電源スイッチ
	23. 洗面台及び据付			○						
	24. 洗面台カウンター表面板仕上げ(製作物のみ、幕板共)	○								
	25. 同上配管接続			○						
	26. 同上への照明用及びヒーター用電源配線及び接続	○								
	28. 設備機器用スリーブ、給気用スリーブ及び取付			○	○					
	29. ダクト用ベントキャップ及び取付				○					
	30. 床、壁、天井点検口(下地補強共)	○								設備盤用扉は各設備工事
	31. 換気扇及び取付枠への取付、配線		※		○					※配線は電気
	32. 換気扇取付枠及び躯体への取付				○					
	34. 非常用照明及び誘導灯		○							
	35. 消火器			○						
	36. 同上表示及び収納箱	○								
	37. 各種配管、ダクトの雨掛り躯体貫通部のシーリング打ち	○	○	○						
	38. エレベーター各階出入口躯体穴開け・吊りフック	○								
	39. エレベーター出入口三方枠・扉上部幕板					○				
	40. 三方枠廻りのノロ詰め					○				
	41. エレベーター機械室床、穴開け復旧工事	○								
	42. 資材搬入口の仮設並びに復旧工事	○								
	43. 機器類取付後の出入口廻り(壁・床・枠等)仕上工事	○								
	44. 竖樋・ドレン・受け樋	○								
	45. 竖樋から第一樹までの接続	○								
	46. 同上第一樹以降の排水設備(樹・側溝等)					○				
	47. マンホール、ハンドホール等の化粧蓋及びタラップ	※	○	○						※タラップは建築工事(躯体に設置する場合)
	49. 屋上点検口、各種タラップ工事	○	※	※	※					※図面特記により電気、衛生又は空調
	50. 便所の手摺り	○								便器一体の手摺りは衛生工事
	51. 便所のペーパーホルダー			○						
	52. 手洗い乾燥機			○						※設置するか否かを要検討
	54. 屋外駐車場、歩道工事	○								
	55. 雨水排水側溝設置工事	○								
	56. 雨水排水管接続	○								原状回復工事整備雨水樹に接続
	57. 仮設用の上下水道・電気等の加入金	○	○	○	○	○	○			
	58. 仮設用の上下水道・電気等に要する費用	○	○	○	○	○	○			
	59. 工事及び調整等に要する上下水電気等に要する費用	○	○	○	○	○	○			
	60. 外周フェンス工事							○		
	61. ピッチ人工芝(路盤共)工事							○		
	62. 同上路床工事	※						○		※建築発生土の敷き均しまで(不足部分は原状回復工事)
	62. 既存棟内の設備機器更新、改修工事							○		

2. 現場管理費関係									
一般事項	1. 各種会議の主催、関係各者への連絡用の資料作成・提出	○							資料コピー代を含む
	2. 必要な会議体への参画・調整	○							
	3. 起工式の開催・運営・取りまとめ	○							50名程度
	4. 竣工式の開催・運営・取りまとめ	○							50名程度 ※竣工式開催への運営・取りまとめなどの協力を要する
	5. 場内工事車輛駐車場の手配・設置	○							工事関係者全体で使用する覆鋼板・砕石等の養生、車輛待機場を含む
	6. 場内工事車輛駐車場の維持管理・使用	○							日常の調整管理
	7. 他工事による建物・設備等損傷の復旧及び補修	○							起因者の費用負担により、当該損傷箇所の工事施工者が復旧する
	8. 仕上他損傷復旧工事	○							起因者の費用負担により、当該損傷箇所の工事施工者が復旧する
	9. 工事用看板等	○							発注者・CMR・工事監理者の看板を含む、全工事会社分の設置場所を提供する
	10. 視察・見学への対応	○							必要な場合
作図等	11. 生産計画工程・調整・とりまとめ	○							
	12. 生産計画工程作成・提出・調整協力(工程、各発注時期の遵守)	○							
	13. 製作図・施工図作成・提出	○							訂正その他工程に準じた納まり調整協力を含む
	14. 取扱説明書	○							
	15. 施設台帳・図書管理	○							
	16. 竣工図書の作成	○							最終版の総合図・施工図を含む
	17. 竣工図書のとりまとめ	○							本体工事期間中の全ての工事の取りまとめを行う
検査	18. 各種試験、各種製品検査	○							
	19. 試運転・調整・教育訓練・スペアパーツの引渡し	○							
	20. 官庁検査・竣工検査	○							
	21. 竣工後6ヶ月点検の立会い・点検報告	○							
	22. 瑕疵検査(1年目、2年目)の受検、結果報告及び補修	○							
安全	23. 統括管理業務	○							
	24. 統括安全衛生管理	○							統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者の設置
	25. 各工事の安全衛生管理	○							各工事の安全衛生責任者の設置
	26. 工事の安全設備費	○							維持管理を含む
	27. インフラ引込、接続工事に伴う安全管理	○							統括安全衛生責任者としての統括管理を行う
	28. 作業場内消火器の設置	○							維持管理を含む ※費用応分負担
近隣	29. 近隣対応業務	○							通常必要なもの(工事告知、近隣説明用資料作成、説明会開催等)。ただし、特殊要因により発生する費用を除く
	30. 電波障害調査費(机上)	○							実施設計時
	31. 工事中の電波障害対策費	○							
保険	32. 工事保険	○							
	33. 労災保険	○							
	34. 賠償責任保険	○							使用者賠償責任保険は各施工者の任意とする

4. インフラ関連・設備関連										
電気	1. 電力引き込み負担金									負担金なし
	2. 電力引き込み工事(引込柱・開閉器含む)		○							引込柱等について管轄電力会社と協議 必要な敷地外工事を含む
	3. 受電後の工事期間中の電力基本料金	○								
	4. 受電後の工事期間中の電力使用料金	○								※施工中現場内作業期間は応分負担
	5. 受電後の引渡しまでの電気主任技術者費用	○								
	6. 竣工後の負担(基本料金、使用料金)								○	
上下水	7. 上下水道引き込み加入金・負担金								○	
	8. 上下水道引き込み工事			○						必要な敷地外工事、浄化槽関連工事を含む
	9. 上下水道引き込み後の工事期間中の基本料金	※							○	※新設引き込みの場合は、竣工までの基本料金は施工者負担
	10. 上下水道引き込み後の工事期間中の使用料金	○								※施工中現場内作業期間は応分負担
	11. 竣工後の負担(基本料金、使用料金)								○	
情報関連	12. 電話・光ケーブル引き込み負担金								○	
	13. 電話・光ケーブル引き込み配管		○							
	14. 電話・光ケーブル引き込み線(MDFまで)								○	
	15. 電話設備 空配管工事		○							
	16. 電話設備 電話機器・PBX等の供給取付								○	
	17. 電話設備 配線工事		○							
	18. 情報設備 空配管工事		○							
	19. 情報設備 サーバー、HUB、PC機器等の供給取付及び配線工事								○	
設備関連	20. トイレ呼出設備		○							
	21. 防犯設備 空配管工事		○							
	22. 防犯設備 機器の供給取付け及び配線工事		○							
	23. ITVカメラ設備 配管工事		○							
	24. ITVカメラ設備 機器の供給取付け及び配線工事		○							
	25. 既存棟内主装置、端子盤等への各設備配線接続(土工事含)		○		○					既存棟内配管を含む
	26. 既存棟内主装置、端子盤等の機器更新								○	
5. 竣工引継ぎ										
	1. 竣工引継ぎ及び取扱い説明	○	○	○	○	○	○			
	2. 予備品ストック部材の引渡し	○	○	○	○	○	○			
	3. 供用後の運営に必要なオイル補充や水張りなど	○	○	○	○	○	○			
	4. 試運転等による消耗部品・材料の交換	○	○	○	○	○	○			
	5. 試運転等による汚濁部分の清掃	○	○	○	○	○	○			

9. サイン工事										
内部	1. 館内サイン、各種警告サイン、防災サイン等	○								
	2. 階数表示、室名札、ピクトサイン、文字貼りサイン等	○								
	3. 総合案内板	○								
	4. 館銘板(エントランス建物名称サイン)	○								
サイン	5. 外壁サイン(基礎、アンカーボルト含む)	○							○	
	6. 照明工事(基礎含む)		○						○	
	7. 同上電源供給(照明)									
その他	8. 自立型屋外誘導サイン								○	○ 周辺道路からの誘導サイン等
10. 電気設備										
	1. 電気設備一般(特殊設備を除く電気設備)		○							
11. 衛生設備										
	1. 衛生設備一般								○	
12. 空調設備										
	1. 空調設備一般								○	
13. 特殊設備										
	1. 構内情報通信網設備		○※						○	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルート・機器設置場所の確保及び設備全体の調整は本工事
	2. 構内交換設備		○※						○	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルートの確保は電気設備工事
	4. 映像・音響設備		※	※					○	※機器取付のための下地補強、インサート ※一時側電源工事
	7. 入退室管理設備		○※						○	※設備に必要な電源工事、配管工事、配線ルートの確保は電気設備工事
	14. インターホン設備		○							
	15. 呼び出し表示設備		○							
	18. 電波時計設備								○	
14. 外構工事										
	1. 門扉、門塀、フェンス								○	
	2. 植栽		※						○	※外構工事範囲内のみ本工事
	3. 舗装工事		※						○	※外構工事範囲内のみ本工事
	4. 雨水排水工事		※						○	※外構工事範囲内のみ本工事
	5. 散水設備工事		※						○	※建物のための散水設備は本工事
	6. 外灯設備工事			※					○	※外構工事範囲内のみ本工事
	7. 接道部調整工事								○	
	8. 屋外ファニチャー等								○	
15. その他										
	1. 自動販売機		※						○	※電源対応のみ
	2. 製氷機		※	※					○	※給排水接続口、電源対応
	3. 定礎		○							要確認

添付資料 3 業務に関する提出物一覧

1. 設計業務着手時の提出書類

提出書類		部数
着手時	設計業務着手届	2部
	設計業務工程表	2部
	統括責任者届（経歴書を添付すること。）	2部
	管理技術者及び設計主任技術者等届（各種資格、経歴書を添付すること。）	2部
	設計業務計画書（下記の事項を記載すること。）	3部
	①業務内容	
	②業務遂行方針	
	③業務詳細工程	
	④業務実施体制及び組織図	
⑤担当技術者等一覧表及び経歴書	3部	
⑥協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書		
⑦業務のフローチャート		
⑧打合せ計画		
⑨その他、本県が必要とする事項		

2. 設計成果物リスト

成果物等		部数	電子データ	仕様・備考
設計図書	設計図の原図又は第二原図	1	■	
	A1をA3に縮小した原図	1		
	製本	1	-	必要に応じて分冊とすること
	縮小製本	3	-	必要に応じて分冊とすること
積算	数量積算書（チェックリスト共）	2	■	
	工事費概要書	2	■	
	見積書	1	■	
	見積もり比較表	1	■	
	単価適用根拠（物価本等写）	1	■	
計算書	各種計算書	1	■	
	構造計算書	1	■	
	設備設計計算書	1	■	
官公庁提出書類	計画通知等図書（副本）	1	■	
	省エネルギー計画書（副本）	1	■	
	その他法令に関する届出（副本）	1	■	
その他	透視図（外観3カット・内観4カット）	1	■	JPEG 300万画素程度
	工事工程表（案）	1	■	
	仮設計画図（案）	1	■	
	リサイクル計画書	1	■	
	日影図	1	■	
	建築物の保守に関する説明書	1	■	
	実施設計説明書	1	■	
	カラスキーム（案）	1	■	
	各種説明資料（A3カラー）	3	■	
	防災計画書	2	■	
	施設使用条件書	2	■	
	維持管理費算出書	1	■	
	ユニバーサルデザインチェックリスト	1	■	
	設計業務委託チェックリスト	3	■	
	打合せ記録簿	1	■	
PUBDIS登録書（写し）	1	■		
業務完了報告書				
	設計委託概要	2	■	
	業務工程表（実施を朱書き）			
	協議書			
CD-R	成果品の電子データを収めたCD-R	2	■	※1

※1 電子データ等の提出については、「福島県電子納品運用ガイドライン（案）」、「建築設計業務等電子納品要領（案）」及び「建築CAD図面作成要領（案）」による。

3. 図面内訳(標準)

	図 面	標準縮尺	備 考	
建築設計図	意匠	表紙		
		図面目録		
		建築物概要書		
		特記仕様書		
		案内図	1/3000	
		敷地求積図	1/800	
		配置図	1/300	
		面積表及び求積図		必要に応じて建物求積図を作成。
		仕上げ表		
		平面図 (各階)	1/100	
		立面図 (各面)	1/100	
		断面図	1/100	
		矩計図	1/50 (100)	
		詳細図		
		(平面詳細図)	1/20	必要に応じ1/2、1/3、1/5、1/10又は1/50を用いる。
		(断面詳細図)		
		(部分詳細図)		
		展開図	1/100	
		天井伏図	1/100, 1/200	
		建具キープラン	1/100, 1/200	
建具表	1/100			
工作物等詳細図	1/20	配置図と組み合わせることができる。		
外構平面図	1/300	必要に応じ1/300、1/500、又は1/600を用いることができる。		
外構詳細図	1/20 (30, 50)			
植栽図	1/300	外構平面図との兼用可		
その他計画通知申請に必要な書類				
構造	構造	表紙		
		特記仕様書 (各種工事)		
		土質柱状図、想定地層断面図		
		地盤改良伏図、支持層コンター図		
		基礎・基礎梁、ピット伏図	1/100, 1/200	
		各階伏図	1/100, 1/200	
		軸組図	1/100, 1/200	
		部材断面リスト	1/50	
		標準詳細図	1/10, 1/20, 1/30	
		基礎配筋図	1/50	
		各部配筋図	1/50	
		鉄骨詳細図	1/20 (30)	
		各部詳細図	1/20 (30)	
		鉄骨建方特記仕様書		
		建方計画図、仮設計画図		
		その他計画通知申請に必要な書類		

注：詳細については、上記表を標準に発注者と協議する。

図 面		標準縮尺	備 考
電気 電気設備設計図	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 幹線設備図 動力設備図 電灯コンセント設備図 照明器具姿図 動力制御盤図 電灯分電盤図 端子盤表 弱電設備図（各設備） 通信設備用配管図 火災報知設備 雷保護設備図 屋外設備図 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/600 (500) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200) 1/100 (200)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 系統図、平面図 仕様、機器図、系統図、平面図 仕様、系統図、平面図 仕様、機器図、平面図、立面図

注：詳細については、上記表を標準に県担当者と協議する。

		図 面	標準縮尺	備 考
機械設備設計図	給排水衛生	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 各階配管平面図 便所、機械室平面図、断面詳細図 配管系統図 器具取付詳細図 機器表、器具表 屋外設備図 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/600 (500) 1/100 (200) 1/20 (30, 50) 1/20 (30, 50) 1/20 (30, 50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上
	空気調和、換気	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 ダクト配管各階平面図 ダクト配管系統図 機械室平面図、断面詳細図 各階詳細図 自動制御設備図 屋外設備図 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/600 (500) 1/100 (200) 1/100 (200, No scale) 1/20 (30, 50) 1/10 (20, 30, 50)	図面枚数が少ない場合は省略 同上 仕様、盤図、系統図、平面図、結線図
	昇降機	表紙 図面目録 特記仕様書 案内図 配置図 平面図 工事区分表 仕様一覧表 据付図 カゴ室内意匠図 乗場詳細図 平面詳細図 出入口詳細図 昇降路断面図 その他計画通知申請に必要な書類	1/3000 1/600 (500) 1/100 1/10 (30, 40) 1/20 (30) 1/30 1/50	図面枚数が少ない場合は省略 同上

注：詳細については、上記表を標準に県担当者とは協議する。

4. 建設業務実施時の提出書類

	提出書類	部数	電 子 デ ー タ	仕様・備考
着 工 時 及 び 施 工 中	着工届	2部	■	現場作業着手前に提出
	実施工程表（週間・月間・全体）	適宜	■	
	施工体系図	1部	■	
	施工体制台帳	1部	■	建設業法等関係法令に基づくこと。
	下請業者選定通知書	1部	■	下請契約締結後7日以内に提出
	現場代理人及び監理技術者・主任技術者等届	2部	■	着工時
	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1部	■	契約締結後1か月以内に提出
	工事カルテ	1部	■	着工時及び完了時に提出
	建設リサイクル法関係届出書	3部	■	申請業務含む。再生資源利用計画（実施）書再生資源利用促進計画（実施）書、その他各書類
	総合仮設計画図	3部	■	現場着工前に提出
	総合施工計画書	3部	■	現場着工前に提出
	施工計画書（各工種）	3部	■	当該工事着手前に提出
	工事日誌	3部	■	毎月提出
	工事履行報告書	2部	■	毎月提出
	納入仕様書及び品質証明報告書	3部	■	決定次第速やかに提出 （カタログ、試験成績表とともに提出）
	工事打合簿	3部	■	適宜
	出荷証明書	3部	■	納品伝票
	産業廃棄物に関する書類	3部	■	建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト写し、その他各書類
	材料確認願	2部	■	適宜
打合せ記録書	3部	■	打合せ後、速やかに提出	
各種試験成績書	3部	■		
工事写真	2部	■	データと共に提出	
竣 工 時	竣工図書	1部	■	黒表紙製本黒文字入（A4判）（CADデータ共） ・竣工図面一式（原図サイズ） ・機器取扱説明書 ・各保証書、証明書等（原本） 機器性能試験成績書、総合調整測定表 ・その他各書類 （建退共制度関連、品質管理検査記録、VOC関連、竣工検査結果報告書、社内検査・安全パトロール等の資料・写真、車両・機械の点検等資料・写真等を含む。）
	竣工図書（分冊）	2部	■	ファイル綴（図面を除く書類の控え）
	竣工図二つ折り製本・製本縮小版	各3部	■	背張製本黒文字入（A1版及びA3版）
	完成写真	5冊	■	表紙製本黒文字入（A4判）（データ共）
	施工図	2部	■	CADデータと共に提出
官公署届出書類	1部	■	副本	

その他	維持管理業務検討書	1部	■	
	建築物の保守に関する説明書	1部	■	
	主要な材料・機器一覧表	1部	■	
	ライフサイクルコスト計画書	1部	■	
	鍵リスト及び収納ケース・マスターキー資料	1部	■	
	検査願	適時	■	遅滞なく

特記事項

- (1) CADデータは、JWWデータ、DXFデータ及びPDFデータで提出すること。
- (2) 写真撮影は、福島県土木部「工事写真の撮影要領」による。
- (3) 当該建物完成原因のCADデータの著作権に係る当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。
- (4) 完成写真のカット数は、20カット程度とするが、詳細は発注者との協議によること。
- (5) 建築・設備工事共通仕様書（福島県土木部）資料（様式）に基づき、提出書類一覧表に示す書類を適宜提出すること。